

財産管理の適正化の取組について

「横浜市資産活用基本方針（平成22年3月策定）」と「横浜市中期4か年計画」に基づき、全庁的な「資産のたな卸し」と「財産管理の適正化」を財政局が各区局に働きかけ進めています。

全区局が所管する財産については、土地については約7,100か所、建物については約2,400か所（土地・建物とも公営企業、道路・河川を除く）に及びます。

このため、活用資産の洗い出しを行う「資産のたな卸し」については、22年度に普通財産・基金を対象に、23年度には行政財産、24年度には公営企業と道路・河川の財産へと段階的に対象を拡大しながら未利用地の売却など利活用を積極的に進めており、その取組について、既に政策・総務・財政委員会（平成24年9月18日「横浜市土地開発公社について」の参考資料）で説明させていただきました。

今回は、すでに利用されている土地・建物のチェックを行う「財産管理の適正化」について、これまでの取組を、常任委員会で報告させていただきます。

■本市が保有する土地・建物（平成23年度末；道路、河川、公営企業会計を除く）

	土地		建物	
	か所数	面積（㎡）	か所数	延床面積（㎡）
行政財産	4,459	38,146,701	2,268	8,068,708
普通財産	1,685	3,012,917	170	583,486
資産活用推進基金	935	873,034	—	—
合 計	7,079	42,032,651	2,438	8,652,194

1 財産管理の適正化の実施状況

財産管理の適正化は、各区局が所管する土地・建物について、年度ごとにテーマを設定して、財政局が作成したチェックシートをもとに所管区局で自主点検を行う方法で段階的・継続的に取組を進めています。

(1) 23年度までの取組

ア 区局による自主点検

22年度	目的外使用許可及び貸付手続きの状況調査（約3,400件を対象） ①継続許可等の理由、②使用料等の算定、③減免根拠 それぞれの適正性を自主点検
23年度	22年度の点検結果を踏まえ、詳細調査を要する案件（①継続許可等の理由 42件、②減免根拠 245件）を二次点検し、財政局作成のガイドラインにより見直し
改善結果	①継続許可等の理由 29件、②減免根拠 61件（許可の終了、根拠の明確化）

イ 区局財産管理担当者向けの手引きの改訂と研修の充実

23年度	財務事務の手引き（公有財産編）の改訂 手引きを活用した初中級者向け研修を実施
------	---

(2) 24年度の自主点検

ア 地域団体や関係団体などに運営委託している施設について、適正な契約が行われているか、自主点検を行いました。

イ 指定管理施設での目的外使用許可の実態について、市民から見て判りにくい形態になっていることから、適正な許可が行われているか、自主点検を行い、現状を把握しました。

(3) 24年度の調査結果

ア 運営委託施設

全83件を調査し、法令等に基づいた運営又は改善が行われていました。

イ 指定管理施設

目的外使用許可を行っている施設（公園・学校・公営企業会計の公の施設を除く）は 461施設あり、これらの施設では法令等に基づき適正に許可の手続きが行われていました。

主な許可内容としては、自動販売機や売店の設置など、利用者の利便性の向上のためのものとなっていました。

なお、指定管理者が目的外使用許可から得られる事業収入や市に支払う使用料を、指定管理業務として経理処理している場合や他の会計で経理処理している場合があります。

■施設における目的外使用許可の状況

許可内容	自動販売機	売店	食堂・喫茶等	広告物	その他 （占有物等）
目的外使用許可施設数	322	35	23	13	300

（注）同一の施設で複数の内容を許可しており、施設数の合計は全体の合計と一致しません。

【今後の改善への取組について】

指定管理施設の目的外使用許可をした場合の指定管理者における経理処理などについて、今後、財政局と政策局をはじめとする関係区局からなるプロジェクトを設置し、各施設の設置条例や施設管理業務の内容などとの整合性を確認しながら、目的外使用許可のあり方の検討を進めます。

2 25年度の財産管理の適正化

24年度の定期監査において、「市民から負託された重要な財産である公有財産の適切な管理と有効活用という視点から、財産総括としての財政局の役割は、近年ますます重要になってきている。今後、より適切かつ円滑な財産管理を行うために、（…）環境整備を一層進め、各区局への支援に積極的に取り組んでいく必要がある。」との、監査委員からの意見をいただきました。

これを踏まえ、これまでの区局の自主点検に加え、区局が相互にチェックしあう方法を導入しながら、さらに区局の職員が主体的に財産の管理に関与する体制づくりを進めるとともに、この中で現地調査を義務付けるなど、担当者が現地の実態を日常的に把握する意識と体制づくりを進めます。